

## 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験禁止の措置に関する 取り扱いについて

平成 28 年 9 月 23 日制定

富山県知事が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験禁止の措置を行う場合に関する取り扱いについては、国土交通省が定めた一級建築士試験の受験禁止の措置に関する基準（平成 24 年 12 月 19 日制定）に準拠することとする。